

告示第10号
令和7年度職員の給与の男女の差異について次のとおり公表します。
令和8年8月12日

球磨郡公立多良木病院企業団
企業長 高森 啓史



令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 球磨郡公立多良木病院企業団

I 職員の給与の額の差異 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	42.6%
全職員	60.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	77.6%
本庁課長相当職	88.3%
本庁課長補佐相当職	91.7%
本庁係長相当職	96.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	104.2%
26～30年	79.7%
21～25年	90.1%
16～20年	60.8%
11～15年	83.9%
6～10年	68.1%
1～5年	68.2%

II 管理的地位にある職員に占める女性職員

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	32.4%

III 各役職段階に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	20.0%
本庁課長相当職	42.1%
本庁課長補佐相当職	40.0%
本庁係長相当職	66.7%

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分析状況

1. 男女育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50.0%
女性	91.7%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	0%	0%	—	0%
1月超3月以下	100.0%	0%	—	0%
3月超6月以下	0%	0%	—	0%
6月超9月以下	0%	0%	—	0%
9月超12月以下	0%	90.9%	—	100.0%
12月超24月以下	0%	9.1%	—	0%
24月超	0%	0%	—	0%

【説明欄】

○職員に医療職給料表(一)を適用している男性が女性より多いこと等により、相対的に給料月額が高い職員が男性に多く
なっているため、給与差が生じている。任期の定めのない常勤職員(医療職給料表(一)適用者除く)の男女の給与の差異
は9%、任期の定めのない常勤職員以外の職員(医療職給料表(一)適用者除く)の男女の給与の差異は103.3%となる。
○任期の定めのない常勤職員以外の職員は、週の勤務時間が30時間未満の職員は算出の対象に含まない。
○部局長相当職の男性職員には医療職給料表(一)を適用している職員が女性職員より多いため、他役職に比べ割合が
低くなっている。
○勤続年数36年以上の区分には、該当する男性職員がいないため「—」と記している。
○Ⅱ参考:管理職費用比率 女性6.9% 男性21.1%
○Ⅳ参考:【常勤男性】対象2名、取得1名 【常勤女性】対象12名、取得11名
【会計年度任用職員男性】対象者0名 【会計年度任用職員女性】対象1名、取得1名

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。